

岡崎市立中学校屋内運動場・柔剣道場空調設備等整備事業

事業方針

令和6年12月26日

岡崎市

—目 次—

第 1 事業方針の位置付け

第 2 対象事業の概要

- 1 事業内容に関する事項
 - (1) 事業目的
 - (2) 事業概要
 - (3) 基本方針
 - (4) 事業方式
 - (5) 支払条件
 - (6) 事業スキーム

第 3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

- 1 リスク分担の基本的考え方
- 2 予想されるリスクと責任分担
- 3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

第 4 公共施設等の立地、規模及び配置に関する事項

- 1 施設の概要
 - (1) 対象となる施設
 - (2) 学校施設の立地条件
- 2 その他主要な事業条件の概要
 - (1) 空調設備のエネルギーの種別
 - (2) 学校施設の利用等に関する事項
- 3 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項
 - (1) 係争事由に係る基本的な考え方
 - (2) 管轄裁判所の指定

第 5 その他事業の実施に関し必要な事項

- 1 議会の議決
- 2 本事業において使用する言語、通貨単位等
- 3 入札参加に伴う費用負担
- 4 情報公開及び情報提供
- 5 事業方針に関する質問・意見の受付
- 6 問合せ先

第 6 事業者の募集及び選定

第 6-1 岡崎市立甲山中学校ほか 14 校屋内運動場・柔剣道場空調設備等整備事業

- 1 事業者の募集及び選定方法

- 2 事業の内容
- 3 事業者の募集及び選定スケジュール
- 4 手続等の内容
 - (1) 入札公告
 - (2) 入札公告以降について
- 5 入札参加者の備えるべき参加資格要件
 - (1) 入札参加者の構成
 - (2) 入札参加者の参加資格要件
 - (3) 参加資格の確認及び失格要件
- 6 審査及び選定に関する事項
 - (1) 選定委員会
 - (2) 審査の手順及び方法

第6-2 岡崎市立北中学校ほか2校屋内運動場・柔剣道場空調設備整備事業

第6-3 岡崎市立額田中学校ほか1校屋内運動場・柔剣道場空調設備整備事業

- 1 事業者の募集及び選定方法
- 2 事業の内容
- 3 事業者の募集及び選定スケジュール
- 4 手続き等の内容
 - (1) 入札公告
 - (2) 入札公告以降について
- 5 入札参加者の備えるべき参加資格要件
 - (1) 入札参加者の構成
 - (2) 入札参加者の参加資格要件
 - (3) 参加資格の確認及び失格要件

別紙1：事業スキーム

別紙2：リスク分担表

別紙3：対象校一覧

第1 事業方針の位置付け

岡崎市（以下「市」という。）は、設計・施工一括発注によるDB（Design Build）方式を採用して、民間の技術能力を効果的に活用し、岡崎市立中学校屋内運動場・柔剣道場（以下「屋内運動場等」という。）空調設備等整備事業（以下「本事業」という。）を実施することを予定している。

本事業方針の公表は、今後に予定している入札公告に先立って、事業内容等を具体的に示すことで、民間事業者の事業参入のための検討を容易にするとともに、本事業方針に対する意見等を聴取することで、より効率的で実効性の高い事業実施条件を検討するために行うものである。

第2 対象事業の概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業目的

本事業は、生徒にとって望ましい学習環境と健全な学校生活を営む機会の創出を図るため、避難所の環境確保をしながら、できる限り早く中学校の屋内運動場等へ空調設備を整備するとともに、金属屋根に対し屋根防水（遮熱型防水トップコート）及び窓ガラスに対し遮熱断熱フィルムを施工する（以下「空調設備等の整備」という。）。事業実施に当たっては、民間事業者の技術やノウハウを活かし、できる限り学校間の公平性を確保するほか設計業務及び施工業務を一括発注することにより合理的で効率的な事業とすることを目的とする。

(2) 事業概要

本事業は、夏季の冷房及び冬季の暖房を行う空調設備等の整備を、市内の中学校全20校（以下「対象校」という。）の屋内運動場等を実施するために、本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）が一貫して空調設備等の設計、施工の業務を行うものとする。

なお、20校のうち15校については、空調設備等を整備するものとし、残り5校は屋根への遮熱防水の施工が不要なため、空調設備の整備及び遮熱断熱フィルムのみ施工する。そのため、別発注として、工区を15校、3校、2校と分けそれぞれ入札を行うものとする。

また、空調設備については、令和8年6月末までに設置を完了するものとし、窓ガラスへの遮熱・断熱フィルム貼りについては、令和8年3月末までに完了するものとする。

(3) 基本方針

市は、本事業で、民間のノウハウ等を活用し、以下のような施設の整備が実現されることを期待する。

ア 早期設置及び学校間の公平性の確保

昨今の猛暑に対応するため、中学校の屋内運動場等への早期な空調設備の整備を行い、健康で快適な学習環境の提供を行うとともに、設置時期が異なることによる学校間での不公平が発生しないことに十分配慮する。

イ 安全で快適な室内環境の実現

生徒が安全で快適に学習できる室内環境を提供するとともに、教職員の使いやすさにも十分配慮した空調環境を実現する。また、空調設備等の整備にあたっては、学校教育活動等への支障をきたさない計画とし、常に生徒、教職員、保護者、学校利用者及び近隣住民等（以下「学校関係者」という。）の安全に十分配慮する。

ウ 災害時への対応

屋内運動場等は指定避難所（一部、医療救護所）となっており、災害時のインフラ停止時でも各空調対象室に設置する空調設備が 72 時間以上運転可能となる機器を選定する。また、水害時には速やかな復旧にも配慮した設置方法等を検討する。

エ 低廉かつ良質な空調設備の提供

良好で適切な空調設備の性能の維持、初期費用及び維持管理費用（光熱水費を含む）の縮減を十分図ることが可能な設計、施工を行う。

オ ライフサイクルコストの縮減

空調設備の設置に係る初期費用、エネルギーコスト、維持管理費用及び機器更新費用を含めたライフサイクルコストの縮減に配慮した設計、施工を行う

カ 大規模改修に配慮した計画

本市の中学校の多くは築後 40 年を経過する。そのため「岡崎市小中学校施設長寿命化計画」に基づく長寿命化工事が予定されている施設があることに鑑み、空調設備等の整備の計画段階から十分配慮した設計、施工を行う。

キ 環境への配慮

地球温暖化防止のため、効率的なエネルギーの利用、リサイクル材の利用等に留意するとともに、二酸化炭素排出量の削減やフロン類の漏洩量の削減に貢献するよう、環境保全に留意する。また、学校教育環境、周辺地域環境に対する影響（特に騒音に対する影響）を十分検討したうえで、必要な措置を講じる。

(4) 事業方式

設計・施工一括発注方式（デザインビルド＝DB方式）とする。

(5) 支払条件

市は、本事業の事業者との契約の金額を、令和7年度から令和8年度の事業者の事業期間完了までの各年度において、事業者の部分払いで支払う。各年度の支払限度額は、市が年度ごとの想定出来高の範囲内で算定した額とする。

その他支払い方法等詳細については、別途公表する公告資料等に定める。

(6) 事業スキーム

本事業は市立中学校全20校のうち15校の屋内運動場等に対して遮熱・断熱工事及び空調設備設置をするものです。そのため、全体の工事を請負う業種としては建築一式工事とし、それぞれの学校を工区とした乙型JVを構成した企業体又は単独企業による参加を求めるものです。

なお、残り5校については、窓ガラスに対し遮熱・断熱フィルム貼り及び空調設備設置をするものとなるため、管工事とし、3校、2校と工区を分け、それぞれの学校を工区とした乙型JVを構成した企業体又は単独企業による参加を求め、それぞれ入札を図るものとする。

事業スキームについては、別紙1を参照すること。

第3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的考え方

本事業においては、最も適切かつ低廉に各リスクを管理することのできる主体が当該リスクを負担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。従って、選定事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者とのリスク分担は、原則として別紙2によることとする。具体的内容については事業方針等に関する意見等の結果を踏まえ、入札公告時等において示し、詳細については契約書において定めるものとする。

3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

原則として、市又は選定事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、その責任を負う者が全額負担するものとする。また、市及び選定事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札公告時等において示し、詳細については契約書において定めるものとする。

第4 公共施設等の立地、規模及び配置に関する事項

1 施設の概要

(1) 対象となる施設

本事業の対象校及び対象施設は別紙3に示すとおり。

(2) 学校施設の立地条件

対象校ごとの対象となる施設の配置等については、入札説明書等において示す。

2 その他主要な事業条件の概要

(1) 空調設備のエネルギーの種別

空調設備等の運転に必要となるエネルギーの種別については、事業者において設定する。エネルギー価格、エネルギー供給における安定性及び環境への負荷等の観点から、各校毎に適切なエネルギー方式により提案すること。

設置後20年以上経過のキュービクルの大規模な改造は原則行わない。

(2) 学校施設の利用等に関する事項

原則として、空調設備等の施工等に必要な敷地及び既存の学校施設・設備については、事業期間中、市が事業者は無償で貸し付ける。なお、学校運営上支障のない範囲とし、貸付を受けるにあたっては学校の許可を得ること。

また、室外機、熱原、屋外キュービクル及び各種配管等の設置に際し、障害物がある場合は学校と十分協議を行い、事業者の負担において移設又は機能復旧させる

ことを原則とする。

空調設備の室外機の設置場所については、基本的に学校施設の利用に影響の少ない場所とし、要求水準書等にて明示することを予定している。また、原則として本事業において室外機を屋内運動場等の屋上及び壁面に設置しない。

3 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は事業契約について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議し、協議が調わない場合には、事業契約に定める具体的な措置に従う。

(2) 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第5 その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本事業の予算について、岡崎市議会令和7年3月定例会において予算審議で可決されなかったときは、本事業は実施しない。

契約に関する議案を岡崎市議会令和7年9月定例会に提出する予定である。

2 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業で使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円で、時刻は日本標準時とする。

3 入札参加に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市ホームページを通じて行う。

市ホームページ：<https://www.city.okazaki.lg.jp/1300/1304/1330/p042344.html>

5 事業方針に関する質問・意見の受付

事業方針に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和7年1月6日（月）から令和7年1月16日（木）まで

イ 提出方法

質問・意見の内容を簡潔にまとめ、様式1（質問・意見書）に記入の上 E-mail に
ファイル(Microsoft Excel 形式)を添付して提出すること

ウ 提出先

岡崎市教育委員会事務局施設課

E-mail kyoishisetsu@city.okazaki.lg.jp

エ 事業方針に関する質問・意見に対する回答の公表

提出された事業方針に関する質問・意見に対する回答は、令和7年1月23日（木）
に市ホームページで公表する。ただし、提出者名は公表しない。

市ホームページ：<https://www.city.okazaki.lg.jp/1300/1304/1330/p042344.html>

6 問合せ先

- (1) 場 所 岡崎市 教育委員会事務局施設課整備係
- (2) 住 所 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地
- (3) 電 話 0564-23-6422
- (4) F A X 0564-47-8690
- (5) E-mail kyoishisetsu@city.okazaki.lg.jp

第6 事業者の募集及び選定

第6-1 岡崎市立甲山中学校ほか14校屋内運動場・柔剣道場空調設備等整備事業

岡崎市中町ほか14箇町地内

予定工期：令和7年10月～令和9年2月

1 事業者の募集及び選定方法

民間事業者の募集及び選定にあたっては、透明性、公平性及び競争性の確保に配慮した上で、本事業に係る対価及び提案内容等を総合的に評価する総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）を採用する予定である。

2 事業の内容

事業者が行う主な業務は、以下を想定している。なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、今後公表する要求水準書で示す。

(1) 空調設備等の設計業務

- ア 空調設備等の設計のための事前調査業務
- イ 空調設備等の施工に係る設計業務（各対象校の一般図の作成、設計図書の作成等）
- ウ 単価合意業務（設計書を作成し刊行物、見積書等を添付し提出する）
- エ その他、付随する業務（調整（学校との調整も含む。）、報告、申請、検査、国庫交付金の申請支援（事業費の算定及び工事写真の提出等））等

(2) 空調設備等の整備業務

- ア 空調設備の施工業務（当該空調設備等の導入に伴う、一切の工事（エネルギー関連の設備・配管の整備、市が指定する既存施設又は設備の撤去・移設・処分、植栽その他既存施設又は設備の移設・復元等）を含む。）
- イ 遮熱断熱業務（屋根に対し遮熱型防水の施工及び窓ガラスに対し遮熱・断熱フィルム貼りを行う）
- ウ その他、付随する業務（調整（学校との調整を含む。）、報告、申請、検査等）等

3 事業者の募集及び選定スケジュール

日程	内容
令和7年2月下旬	要求水準書、落札者決定基準、契約書の（案）の公表
令和7年3月上旬	要求水準書等（案）の質問・意見の受付
令和7年3月中旬	要求水準書等（案）の質問・意見に対する回答の公表
令和7年2月下旬～ 4月中旬	現場見学会・図面等データの貸与 （入札の公告資料に関する質問受付期限まで随時）

令和7年3月下旬	入札公告
令和7年4月下旬	入札公告資料に関する質問受付期限
令和7年5月上旬	質問に対する回答の公表
令和7年5月中旬	入札参加資格申請受付締切
令和7年5月中旬	参加資格審査結果の通知
令和7年5月下旬	技術提案書の受付
令和7年6月上旬	技術提案に関するヒアリングの実施
令和7年6月中旬	入札期間
令和7年7月上旬	落札者の決定及び公表
令和7年7月上旬	仮契約の締結
令和7年9月下旬	市議会に請負契約の議案提出、 議決後契約締結

4 手続き等の内容

(1) 入札公告

募集等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、契約書（案）以下「入札説明書等」という）を公表する。

(2) 入札公告以降について

入札公告以降の手続きについては、入札説明書等の中で提示する。

5 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成

ア 入札参加者の定義

入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の構成については、以下のとおりとする。

- (ア) 入札参加者は、空調設備等の設計、施工をすることのできる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の企業（以下「構成企業」という。）により構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）とする
- (イ) 入札参加者は、空調設備等の設計業務を行う企業（以下「設計企業」という。）及び空調設備等の施工業務を行う企業（以下「施工企業」という。）により構成するものとする。

イ 代表企業の選定

- (ア) 入札参加者は、構成企業の中から建築一式工事を請け持つ者を代表企業として定め、申込登録及び申請書類（以下「申請書類等」という。）にて明らかにす

ることとする。なお、施工 JV を結成せず単体の施工企業で施工業務を行う場合には、当該施工企業が代表企業となること。

- (4) 代表企業は、本入札への応募手続きや落札者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本業務に係る参加グループ内の全ての調整等の責任を負うものとし、市への登録及び提出、並びに市からの通知等については、原則として全て代表企業を通じて行われるものとする。

ウ 複数応募の禁止

構成企業及び構成企業と資本関係又は人的関係にある者は、他の参加グループの構成企業になることはできないものとする。

(2) 入札参加者の参加資格要件

ア 構成企業の共通資格要件

(7) 参加資格要件

入札に参加する全ての構成企業は、以下の参加資格要件を満たすものとする。

- a 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- b 本事業を効率的かつ効果的に実施できる知識及び経験を有していること。
- c 申請書類等の提出期限最終日（以下「参加資格確認日」という。）において、市の競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されていること。
- d 「岡崎市一般競争入札実施要綱」の第4条(1)から(5)の要件を満たす者

(4) 参加者の制限

入札に参加する全ての構成企業は、以下のいずれにも該当しないものとする。

- a 「岡崎市一般競争入札実施要綱」の第4条(6)の要件により、入札参加停止処分又は入札参加制限処分を受けている期間にある者、及び一般競争入札の参加資格を有しない期間にある者
- b 本事業に係る事業方針の作成及び岡崎市立中学校屋内運動場空調設備事業事業者選定に係るアドバイザー業務に関与した以下の者と資本関係又は人的関係のある者
 - (a) 株式会社 テイコク：岐阜県岐阜市橋本町二丁目8番
 - (b) 弁護士法人 御堂筋法律事務所：大阪府大阪府中央区南船場4丁目3番11号
- c 本事業の「岡崎市立中学校屋内運動場・柔剣道場空調設備等事業者選定委員会」の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者

イ 構成企業の個別参加資格要件

参加グループの各構成企業は、参加資格確認日において、それぞれ次に掲げる要件を全て備えていることとする。

(7) 設計企業

設計企業の地区区分は「市内」、「準市内」及び「県内」とし、以下に示す b から f までの全ての要件を満たしているものとする。

※「市内」とは、岡崎市内に本店を有する者。以下同じ

※「準市内」とは、岡崎市内に支店・営業所等（岡崎市入札参加資格者名簿に登載された支店・営業所等に限る。）を有する者。以下同じ

※「県内」とは、愛知県内に本店・支店・営業所等（岡崎市入札参加資格者名簿に登載された本店・支店・営業所等に限る。）を有する者（市内及び準市内を除く。）。以下同じ

また、複数企業で共同して業務を実施することも可とし、この場合については、以下の a の要件を満たす設計共同企業体（以下、「設計 JV」という。）を結成するものとする。なお、設計 JV を結成する場合、設計 JV の代表者である代表構成員の地区区分は「市内」、「準市内」及び「県内」とし、以下に示す b から f までの要件を全て満たし、その他の構成員の地区区分は「市内」とし、b から d 及び g の要件を満たすものとする。

a 設計 JV を結成する場合は、以下の要件を全て満たすものとする。

(a) 構成員数は 2 者であること。

(b) 1 構成員当たりの出資比率は 30% 以上であること。

b 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること

c 参加資格確認日において、資格者名簿に登載されていること。

d 過去 10 年以内に完了した、公共施設における新築又は増築の実施設計の完了実績を有していること。なお、この場合の実績とは、直接委託を受けた実績に限るものとし、再委託先（下請等）としての実績は含まれない。また、公共施設とは、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の「公共性のある施設」の範囲とする。（以下同じ。）

e 空調設備に関する相当の知識を有していること。

※「相当の知識を有している」とは、延べ床面積 1,000 m²以上の建築物においてマルチエアコン室外機 5 台以上の実施設計業務を実施した実績を有する者をいう。

f 上記 d 及び e の実績を有している一級建築士を配置できること。なお、配置する一級建築士は、入札参加者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。

g 上記 d の実績を有している一級建築士を配置できること。なお、配置する

一級建築士は、入札参加者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。

(4) **施工企業等**

施工企業の地区区分は「市内」、「準市内」及び「市外」とし、以下に示す b から e の要件を満たしているものとする。

※「市内」とは、岡崎市内に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）上の主たる営業所（一般的には「本社」・「本店」のことをいう。）を有する者。

以下同じ

※「準市内」とは、岡崎市内に建設業法上の主たる営業所以外の営業所（一般的には「支店」・「支社」・「営業所」のことをいう。）を、契約を締結する営業所として岡崎市競争入札参加資格者名簿に登載した者。以下

同じ

※「市外」とは、「市内」及び「準市内」以外のもの。以下同じ

また、複数企業で共同して業務を実施することも可とし、この場合については、以下の a の要件を満たす施工 JV を結成することとする。なお、施工 JV を結成する場合、代表企業となる代表構成員については b、c 及び e を満たすものとし、その他構成員は b から d の要件を満たすものとする。

a 施工 JV の結成にあたっては、分担施工方式による JV（以下、「乙型 JV」という。）とする。なお、乙型 JV を結成する場合の構成員は「建築一式工事」、「管工事」又は「電気工事」とし、代表構成員は建築一式工事業者から選定すること。

施工 JV を結成する場合には、以下の要件を満たしているものとする。

(a) 構成員数は各業種ごとに最大 5 者までとする。

(b) それぞれ分担する工事において、担当する工事の施工期間中につき、各構成員が担当する業種区分に対応する主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者（以下、「主任技術者等」という。）を建設業法に従い配置することとする。ただし、配置期間はそれぞれ担当する工事の施工期間中のみとする。代表構成員の主任技術者等は統括主任技術者等として市との窓口役となるとともに、その他の構成企業の主任技術者等を統括すること。

なお、代表構成員の主任技術者等は全体の施工期間中、専任を有することとする。

(c) それぞれ分担する工事において、担当する工事の施工期間中につき、各構成員が現場代理人を配置することとする。ただし、配置期間はそれぞれ担当する工事の施工期間中のみとする。

ただし、代表構成員の現場代理人は全体の事業期間中、配置することとする。

- b 施工企業は、資格者名簿の「建築一式工事」に登録しており、地区区分は「市内」、「準市内」及び「市外」とし、「市内」については、岡崎市総合評価値算定要領に基づく総合評価値が、900点以上、「準市内」及び「市外」については、建設業法の規定に基づく経営事項審査結果における総合評価値が900点以上であることとする。

また、乙型JVを結成する場合には、資格者名簿の「建築一式工事」、「管工事」又は「電気工事」のうち、当該構成企業が実施する工事に対応した業種（以下、「対象業種」という。）に登録しており、以下の要件を満たしているものとする。

- (a) 「建築一式工事」企業の代表構成員の地区区分は「市内」、「準市内」及び「市外」とし、「市内」については、岡崎市総合評価値算定要領に基づく総合評価値が、900点以上、「準市内」及び「市外」については、建設業法の規定に基づく経営事項審査結果における総合評価値が900点以上であることとする。

また、当該代表構成員以外の構成員の地区区分は「市内」とし、総合評価値は860点以上であることとする。

- (b) 「管工事」企業の地区区分は「市内」、「準市内」及び「市外」とし、「市内」については、岡崎市総合評価値算定要領に基づく総合評価値が760点以上、「準市内」及び「市外」については、建設業法の規定に基づく経営事項審査結果における総合評価値が760点以上であることとする。

- (c) 「電気工事」企業の地区区分は「市内」、「準市内」及び「市外」とし、「市内」については、岡崎市総合評価値算定要領に基づく総合評価値が720点以上、「準市内」及び「市外」については、建設業法の規定に基づく経営事項審査結果における総合評価値が720点以上であることとする。

- c 施工企業は対象業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可及び建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。

- d 過去10年以内に完了した、対象業種の施工実績があること。

ただし、公共工事に限るものとし、工事成績が通知されていないもの、及び65点未満のものは、施工実績とはみなさない。

- e 過去10年以内に完了した、性能発注（PFI、DB等）の公共施設における施工の実績を有していることとする。なお、当該実績は、DB等の場合で、建設JVで施工した場合については、構成員での実績も可とし、PFI事業の場合は代表企業その他、構成企業での実績も可とする。

(3) 参加資格の確認及び失格要件

「ア 構成企業の共通資格要件」及び「イ 構成企業の個別参加資格要件」各号に規定する入札参加資格の有無の判定は、参加資格確認日現在による。ただし、構成企業が参加資格の有無の判定を行った日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、以下のとおりとする。

ア 参加資格確認日から仮契約締結日までの間に、構成員が資格要件を満たさなくなった場合は、当該構成員は失格とする。ただし、市がやむを得ないと認めた場合は、市の承認及び参加資格の確認を受けた上で、代表企業を除く構成員の変更、追加ができるものとする。

イ 仮契約の相手方（仮契約の相手方が共同企業体である場合は、その構成企業のいずれか）が、市との契約に関して次のいずれかに該当する場合は、原則として、当該仮契約は議会に提出せず、本契約を締結しないものとする。

（ア）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条、第 8 条第 1 号若しくは第 19 条に違反し公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

（イ）贈賄・談合等著しく市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

6 審査及び選定に関する事項

(1) 選定委員会

提案書等の審査は、事業者の選定を公平かつ適正に実施するために設置した「岡崎市立中学校屋内運動場・柔剣道場空調設備等事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」で行う。

選定委員会は、以下の 5 名の委員で構成される。なお、事業者選定に関して、応募者やそれと同一と判断される団体等が、自己を有利に又は他の応募者を不利にするように、各委員に働きかけを行った場合は失格とする。

委員	野澤 英希（愛知工業大学 工学部建築学科教授）
委員	田島 昌樹（豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系教授）
委員	荒木 裕子（京都府立大学 環境科学部環境デザイン学科准教授）
委員	根本 健一（岡崎市都市基盤部長）
委員	二村 雅志（岡崎市教育委員会教育部長）

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書について、参加資格要件の具備を確認し、市は参加資格審査結果を入札参加者の代表企業に通知する。

イ 提案審査

落札者決定基準に従い、選定委員会で提案書類を総合的に審査・評価する。

ウ 審査事項

落札者決定基準に示す。

エ 審査結果

市は、選定委員会による審査結果に基づき落札者の決定を行い、その審査結果を公表する。

オ 応募に係る提出書類の取扱

(7) 著作権

本事業に関する提案書類の著作権は入札参加者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定事業者の提案書類は、特に市が必要と認める時には、提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。なお、入札参加者からの提出書類については返却しないものとする。

(4) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等に日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った入札参加者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該入札参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

第6-2 岡崎市立北中学校ほか2校屋内運動場・柔剣道場空調設備整備事業

岡崎市上里一丁目ほか2箇町地内

予定工期：令和7年10月～令和8年7月

第6-3 岡崎市立額田中学校ほか1校屋内運動場・柔剣道場空調設備整備事業

岡崎市榎山町ほか1箇町地内

予定工期：令和7年10月～令和8年7月

1 事業者の募集及び選定方法

民間事業者の募集及び選定にあたっては、透明性、公平性及び競争性の確保に配慮した上で、価格及び企業の技術力等を総合的に評価する総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）を採用する予定である。

2 事業の内容

事業者が行う主な業務は、以下を想定している。なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、今後公表する要求水準書（案）で示す。

(1) 空調設備の設計業務

- ア 空調設備の設計のための事前調査業務
- イ 空調設備の施工に係る設計業務（各対象校の一般図の作成、設計図書の作成等）
- ウ 単価合意業務（設計書を作成し刊行物、見積書等を添付し提出する）
- エ その他、付随する業務（調整（学校との調整も含む。）、報告、申請、検査、国庫交付金の申請支援（事業費の算定及び工事写真の提出等））等

(2) 空調設備の整備業務

- ア 空調設備の施工業務（当該空調設備等の導入に伴う、一切の工事（エネルギー関連の設備・配管の整備、市が指定する既存施設又は設備の撤去・移設・処分、植栽その他既存施設又は設備の移設・復元等）を含む。）
- イ 遮熱断熱業務（窓ガラスに対し遮熱・断熱フィルム貼りを行う）
- ウ その他、付随する業務（調整（学校との調整も含む。）、報告、申請、検査、国庫交付金の申請支援（事業費の算定及び工事写真の提出等））等

3 事業者の募集及び選定スケジュール

日程	内容
令和7年7月上旬	入札公告・質問受付
令和7年7月下旬	入札期間
令和7年7月上旬	落札者の決定及び公表
令和7年9月下旬	市議会に請負契約の議案提出、 議決後契約締結

4 手続き等の内容

(1) 入札公告

募集等（入札説明書、要求水準書、様式集、契約書（案））を公表する。

(2) 入札公告以降について

入札公告以降の手続きについては、入札説明書の中で提示する。

5 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成

ア 入札参加者の定義

入札参加者の構成については、以下のとおりとする。

- (ア) 入札参加者は、空調設備の設計、施工をすることのできる構成企業による参加グループとする
- (イ) 入札参加者は、設計企業及び施工企業により構成するものとする。

イ 代表企業の選定

- (ア) 入札参加者は、構成企業の中から代表企業を定め、申請書類等にて明らかにすることとする。なお、施工JVを結成せず単体の施工企業で施工業務を行う場合には、当該施工企業が代表企業となること。
- (イ) 代表企業は、本入札への応募手続きや落札者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本業務に係る参加グループ内の全ての調整等の責任を負うものとし、市への登録及び提出、並びに市からの通知等については、原則として全て代表企業を通じて行われるものとする。

ウ 複数応募の禁止

構成企業及び構成企業と資本関係又は人的関係にある者は、他の参加グループの構成企業になることはできないものとする。

(2) 入札参加者の参加資格要件

ア 構成企業の共通資格要件

(ア) 参加資格要件

入札に参加する全ての構成企業は、以下の参加資格要件を満たすものとする。

- a 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- b 本事業を効率的かつ効果的に実施できる知識及び経験を有していること。
- c 参加資格確認日において、資格者名簿に登録されていること。

d 「岡崎市一般競争入札実施要綱」の第4条(1)から(5)の要件を満たす者

(4) 参加者の制限

入札に参加する全ての構成企業は、以下のいずれにも該当しないものとする。

a 「岡崎市一般競争入札実施要綱」の第4条(6)の要件により、入札参加停止処分又は入札参加制限を受けている期間にある者、及び一般競争入札の参加資格を有しない期間にある者

イ 構成企業の個別参加資格要件

参加グループの各構成企業は、参加資格確認日において、それぞれ次に掲げる要件を全て備えていることとする。

(7) 設計企業

設計企業の地区区分は「市内」、「準市内」及び「県内」とし、以下に示す a から e までの全ての要件を満たしているものとする。

a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること

b 参加資格確認日において、資格者名簿に登載されていること。

c 過去10年以内に完了した、公共施設における新築又は増築の実設計の完了実績を有していること。なお、この場合の実績とは、直接委託を受けた実績に限るものとし、再委託先（下請等）としての実績は含まれない。

d 空調設備に関する相当の知識を有していること。

※「相当の知識を有している」とは、延べ床面積1,000㎡以上の建築物においてマルチエアコン室外機5台以上の実設計業務を実施した実績を有する者をいう。

e 上記c及びdの実績を有している一級建築士を配置できること。なお、配置する一級建築士は、入札参加者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。

(4) 施工企業等

施工企業の地区区分は「市内」及び「準市内」とし、以下に示す b から d の要件を満たしているものとする。

また、複数企業で共同して業務を実施することも可とし、この場合については、以下の a の要件を満たす施工JVを結成することとする。なお、施工JVを結成する場合、全ての構成員は b から d の要件を満たすものとする。

a 施工JVの結成にあたっては、乙型JVとする。なお、乙型JVを結成する場合の構成員は「管工事」とし、代表構成員を選定すること。

施工JVを結成する場合には、以下の要件を満たしているものとする。

(a) 構成員数は最大2者までとする。

(b) それぞれ分担する工事において、担当する工事の施工期間中につき、各構成員が担当する業種区分に対応する主任技術者等を建設業法に従い配置することとする。ただし、配置期間はそれぞれ担当する工事の施工期間中のみとする。代表構成員の主任技術者等は統括主任技術者等として市との窓口役となるとともに、その他の構成企業の主任技術者等を統括すること。

なお、代表構成員の主任技術者等は全体の施工期間中、専任を有することとする。

(c) それぞれ分担する工事において、担当する工事の施工期間中につき、各構成員が現場代理人を配置することとする。ただし、配置期間はそれぞれ担当する工事の施工期間中のみとする。

ただし、代表構成員の現場代理人は全体の事業期間中、配置することとする。

b 施工企業等は、資格者名簿の「管工事」に登録しており、地区区分は「市内」及び「準市内」とし、「市内」については、岡崎市総合評定値算定要領に基づく総合評定値が、760点以上、「準市内」については、建設業法の規定に基づく経営事項審査結果における総合評定値が760点以上であることとする。

また、乙型JVを結成する場合には、代表構成員の地区区分は「市内」及び「準市内」とし、「市内」については、岡崎市総合評定値算定要領に基づく総合評定値が760点以上、「準市内」については、建設業法の規定に基づく経営事項審査結果における総合評定値が760点以上であることとする。

なお、当該代表構成員以外の構成員は「市内」とし、総合評定値は700点以上であることとする。

c 施工企業は対象業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可及び建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。

d 過去10年以内に完了した、対象業種の施工実績があること。

ただし、公共工事に限るものとし、工事成績が通知されていないもの、及び65点未満のものは、施工実績とはみなさない。

(3) 参加資格の確認及び失格要件

「ア 構成企業の共通資格要件」及び「イ 構成企業の個別参加資格要件」各号に規定する入札参加資格の有無の判定は、参加資格確認日現在による。ただし、構成企業が参加資格の有無の判定を行った日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、以下のとおりとする。

ア 参加資格確認日から仮契約締結日までの間に「ア 構成企業の共通資格要件」

及び「イ 構成企業の個別参加資格要件」いずれかの資格要件を満たさなくなったときは、入札参加資格を有していない者とみなす。

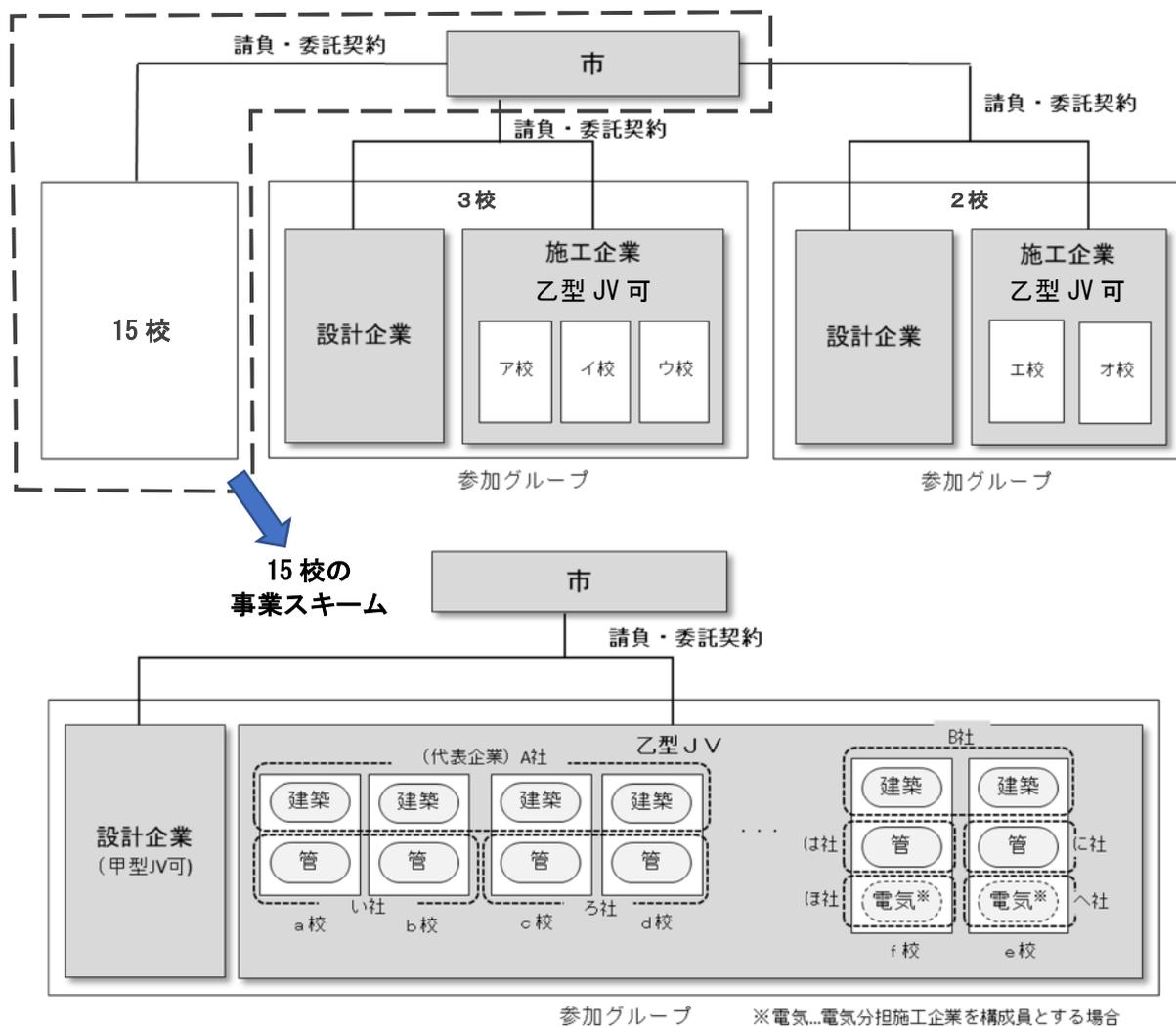
イ 仮契約の相手方（仮契約の相手方が共同企業体である場合は、その構成企業のいずれか）が、市との契約に関して次のいずれかに該当する場合は、原則として、当該仮契約は議会に提出せず、本契約を締結しないものとする。

（ア）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条、第 8 条第 1 号若しくは第 19 条に違反し公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

（イ）贈賄・談合等著しく市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

別紙1：事業スキーム

現時点で市が想定している事業スキームは、下図のとおりである。



施工企業等がJVを結成して参加グループを組成する場合

別紙２：リスク分担表

発生段階	リスク			リスク分担		
	リスク項目	No.	リスクの内容	市	選定事業者	
共通	入札手続リスク	1	入札説明書等本事業に係り公表した資料の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等	●		
	応募リスク	2	応募費用に関するもの		●	
	契約締結リスク	3	契約締結に関する議決を得られないことによる契約締結の遅延・中止	●※1	●※1	
		4	前項以外の市の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止	●		
		5	事業者の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止		●	
	制度関連リスク	政治・行政リスク	6	本事業に直接影響を及ぼす市の政策の変更	●	
		法制度・税制度・許認可リスク	7	法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの(本事業に直接影響を及ぼすもの)	●	
			8	法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの(前項以外のもの)		●
		許認可遅延リスク	9	許認可の遅延に関するもの(市が取得するもの)	●	
	10		前項以外の、事業者の申請等の手続きの不備等による許認可の遅延に関するもの		●	
	社会リスク	住民対応リスク	11	設備等の設置等、本事業の推進そのものに関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの	●	
			12	前項以外のもの(設計、施工)に関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの		●
		第三者賠償リスク	13	事業者の責めによるもの		●
			14	市の責めによるもの	●	
		環境問題リスク	15	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩等、環境保全に関するもの		●
	デフォルトリスク(事業の中止・延期)	事業者に起因するもの	16	事業者の事業放棄、破綻によるもの		●
			17	事業者が実施する設計・施工の品質が要求水準書の示す一定のレベルを下回った場合		●
		市に起因するもの	18	市の債務不履行等により当該事業が不要となった場合等	●	
	不可抗力リスク		19	風水害、暴動、地震等第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見可能な範囲を超える(保険等の措置によりカバーされる損害の範囲内)		●
			20	風水害、暴動、地震等第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見可能な範囲を超える(保険等の措置によりカバーされる損害を超えるもの)	●	
	物価変動リスク		21	物価変動によるコストの変動	●※2	●※2
	支払遅延・不能リスク		22	市の支払遅延・不能に関するもの	●	

リスク				リスク分担		
発生段階	リスク項目		No.	リスクの内容	市	選定事業者
計画・設計段階	計画・設計リスク	発注者責任リスク	23	事業者の発注による工事請負契約の内容、及びその変更に関するもの等		●
		測量・調査・設計リスク	24	市が実施した調査・設計に不備があった場合（市が過去に実施した、既存建物に関する調査・設計を含む）	●	
			25	事業者が実施した測量・調査・設計に不備があった場合		●
			26	既存建物の構造等に当初想定されなかった重大な欠陥が発見された場合	● ※3	
			27	市の事由により設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合	●	
		遅延リスク	28	事業者の事由により設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合		●
			設計変更リスク	29	市の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合	●
		30		事業者の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合		●
		要求水準リスク	31	計画・設計に関する要求水準の不適合によるもの		●
施工段階	建設リスク	用地リスク	32	施工に要する仮設、資材置場に関するもの		●
			33	地中障害物等に関するもの	●	
		工事遅延・未完工リスク	34	市の要求による設計変更により遅延する、又は完工しない場合	●	
			35	前項以外で工事が契約に定める工期より遅延する、又は完工しない場合		●
		工事費増大リスク	36	市の指示による工事費の増大	●	
			37	前項以外の要因による工事費の増大		●
			38	本事業の改修対象について、事業者の調査により新たに必要と判断され、市が認めた追加工事にかかる費用	●	
		性能リスク	39	要求水準の不適合（施工不良を含む）		●
		一般的損害リスク	40	設備・原材料の盗難や事故による第三者賠償等に関するもの		●
システム・設備機器・備品等納品遅延リスク	41	システム、設備、備品等の納品遅延に起因するもの（市が用意するものを除く）		●		

※1 議会の議決が得られないことにより契約締結が遅延・中止した場合は、それまでにかかった市及び事業者の費用は、それぞれの負担とする。

※2 市又は選定事業者が負担する物価変動の範囲は、契約書の定めによる。

※3 事業者が本事業の契約締結後に実施した調査の結果又は施工中に既存建物の構造等に、当初想定できなかった重大な欠陥があることが判明し、これにより事業者の提案内容に見直しが必要となる場合、当該見直しに係る追加費用は市の負担とする。市は、当該欠陥について事業者が合理的に要求される努力を尽くしても、当該欠陥の発見時期以前に発見することが不可能又は著しく困難と客観的に判断される場合に、当該欠陥の除去修復に対し、合理的な追加費用（設計、工事の遅延に係る追加費用を含む）を負担する。ただし、事業者が合理的に要求される努力を尽くしていれば、当該欠陥の発見時期以前に

発見できたであろう場合又は当該欠陥についての市への報告が事業者の責めにより遅延した場合は、市は、見直しに要する追加費用のうち一部（発見時期の遅延の場合には、事業者において、事業者が合理的に要求される努力を尽くしていれば発見されたであろう時期に発見されていても発生したことを客観的に明らかにした金額、市に対する通知の遅延の場合には、事業者において、当該遅延がなくても発生したことを客観的に明らかにした金額）を負担する。

別紙3：対象校一覧

第6-1 岡崎市立甲山中学校ほか14校屋内運動場・柔剣道場空調設備等整備事業							
番号	学校名	空調面積 (㎡)			屋根 水平投影面積 (㎡)		窓ガラス への遮 熱・断熱 フィルム 貼り
		屋内 運動場	柔剣道場 ミーティン グルーム	全体	屋内 運動場	柔剣道場	
1	甲山中学校	1,080	545	1,625	1,409	屋内運動場の階下	必要※2
2	美川中学校	1,199	512	1,711	1,681	731	必要※2
3	南中学校※1	970	593	1,563	1,456	遮熱対策済	必要※2
4	竜海中学校	967	693	1,660	1,599	屋内運動場の階下	必要※2
5	葵中学校	932	547	1,479	1,297	屋内運動場の階下	必要※2
6	城北中学校	970	812	1,782	1,453	屋内運動場の階下	必要※2
7	福岡中学校	952	644	1,596	1,275	屋内運動場の階下	必要※2
8	東海中学校	952	677	1,629	1,218	屋内運動場の階下	必要※2
9	常磐中学校	966	597	1,563	1,467	屋内運動場の階下	必要※2
10	岩津中学校	967	760	1,727	1,499	屋内運動場の階下	必要※2
11	矢作中学校	977	569	1,546	1,359	屋内運動場の階下	必要※2
12	矢作北中学校	641	581	1,222	735	屋内運動場の階下	必要※2
13	竜南中学校	907	570	1,477	1,053	屋内運動場の階下	必要※2
14	六ツ美北中学校	905	542	1,447	1,204	屋内運動場の階下	必要※2
15	翔南中学校※1	981	572	1,553	1,204	プールの階下	必要※2

第6-2 岡崎市立北中学校ほか2校屋内運動場・柔剣道場空調設備整備事業							
番号	学校名	空調面積 (㎡)			屋根 水平投影面積 (㎡)		窓ガラス への遮 熱・断熱 フィルム 貼り
		屋内 運動場	柔剣道場 ミーティン グルーム	全体	屋内 運動場	柔剣道場	
1	北中学校	907	570	1,477	遮熱対策済	屋内運動場の階下	必要※2
2	六ツ美中学校※1	630	537	1,167	遮熱対策済	遮熱対策済	必要※2
3	新香山中学校	907	524	1,431	遮熱対策済	屋内運動場の階下	必要※2

第6-3 岡崎市立額田中学校ほか1校屋内運動場・柔剣道場空調設備整備事業

番号	学校名	空調面積 (㎡)			屋根 水平投影面積 (㎡)		窓ガラス への遮 熱・断熱 フィルム 貼り
		屋内 運動場	柔剣道場 ミーティン グループ	全体	屋内 運動場	柔剣道場	
1	額田中学校	1,424	825	2,249	遮熱対策済	遮熱対策済	必要※2
2	河合中学校	546		546	遮熱対策済		必要※2

※1の学校は、屋内運動場と柔剣道場が別の建築物、それ以外は同一建築物である。

※2面積等については入札公告時に図面等にて指示する予定とする。